

東御市条例第21号

東御市青少年健全育成条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第8条 - 第11条）

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第12条 - 第25条）

第4章 東御市青少年健全育成審議会（第26条・第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

第6章 罰則（第30条 - 第32条）

附則

前文

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めてこれを総合的かつ計画的に推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（解釈及び適用）

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(基本理念)

第3条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) がん具類 がん具、器具その他これに類するものをいう。
- (5) 自動販売機等 物品を販売し、又は貸し出すための機器で、物品の販売又は貸出しに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売し、又は貸し出すことができるものをいう。
- (6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体(次章において「青少年育成団体」という。)その他の関係者と密接に連携してこれを実施するものとする。

(市民等の責務)

第6条 すべての市民は、互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくるとともに、常に青少年の健全な育成に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し及び教育するよう努めなければならない。

3 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚し、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。

4 地域社会を構成する住民（以下「地域住民」という。）は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。

5 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

（青少年健全育成計画）

第8条 市長は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めるものとする。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
- (2) 青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 市長は、青少年健全育成計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第9条 市は、市民及び青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備するものとする。

（表彰）

第10条 市長は、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの

- (2) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるもの
(青少年の日)

第11条 青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を青少年の日とする。

- 2 青少年の日には、市民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年の健全な育成のための活動に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第12条 何人も、図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 市長は、前項の指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

4 次に掲げる図書類は、第2項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で規則で定めるもの(次号において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの

- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面(陰

部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

5 図書類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定された図書類(前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。)を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

6 第1項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)において、図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

7 市長は、有害図書類の内容が指定の理由に該当しなくなったと認めるとき又は第26条第2項ただし書の規定により有害図書類として指定をした場合において、同条第1項の規定により設置される東御市青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

(有害がん具類の指定及び販売等の制限)

第13条 何人も、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触れさせないようにしなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合において、前条第3項及び第7項の規定を準用する。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定されたがん具類(前

項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。)を陳列するときは、当該有害がん具類を他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

5 第1項及び前項の規定は、青少年立入禁止場所において、がん具類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第14条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、及び自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第15条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書がん具等自動販売業者」という。)は、市及び地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第16条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条、附則第2項及び附則第3項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)

(3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類

(4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

(6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に

収納されている図書類又はがん具類が第12条第5項に規定する有害図書類又は第13条第4項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届出しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

5 市長は、第1項の規定による届出又は第3項の規定による変更の届出があったときは、前項の規定により自動販売機等に表示する事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、第3項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

（自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限）

第17条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第12条第1項に規定する図書類又は第13条第1項に規定するがん具類（次項において「有害性のある図書がん具等」という。）を収納してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(5) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項に規定する区域において、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

（自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等）

第18条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図

書類又は有害がん具類を収納してはならない。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第12条第2項又は第13条第2項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

(有害図書類又は有害がん具類の除去)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第20条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して6月以内に第18条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第1項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第21条 第14条から前条までの規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第22条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信す

るかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。

- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第23条 何人も、広告物でその内容が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 市長は、広告物の内容の全部又は一部が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第24条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、前条に規定する行為が青少年に対してなされ、又は青少年が当該行為を行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはならない。

第4章 東御市青少年健全育成審議会

(設置等)

第26条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、及び推進するため、東御市青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第8条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更
- (2) 第10条の規定による表彰者の決定
- (3) 第12条第2項の規定による有害図書類の指定又は同条第7項の規定による有害図書類の指定の取消し

(4) 第13条第2項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し

2 市長は、前項各号に規定する策定若しくは変更、決定又は指定若しくは指定の取消し(次項において「指定等」という。)をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により第1項各号に規定する指定等をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

4 審議会は、第1項各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審議会に、前条第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(立入調査等)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第2項の規定に違反した者
- (2) 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定に違反した者
- (2) 第19条第2項の規定に違反した者
- (3) 第23条第2項の規定による措置命令に従わなかった者
- (4) 第25条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

4 第16条第4項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3章、第5章(第28条の規定に限る。以下同じ。)及び第6章の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3章、第5章及び第6章の規定の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第16条第1項に規定する販売又は貸付けを営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前」とあるのは、「平成19年10月31日」とする。

3 第3章、第5章及び第6章の規定の施行の日から平成19年10月31日までの間に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者に対する第16条第1項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前」

とあるのは「平成19年10月20日」とする。

(東御市青少年問題協議会条例の廃止)

4 東御市青少年問題協議会条例(平成16年東御市条例第77号)は、廃止する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

5 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成16年東御市条例第45号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-------|---|-------------|---------------|
| | 「 | | 「 |
| 別表第3 | | 青少年問題協議会の委員 | 青少年健全育成審議会の委員 |
| に改める。 | | | |
| | 」 | | 」 |